

# 戦略的基盤技術高度化 支援事業について

平成22年2月  
関東経済産業局製造産業課

---

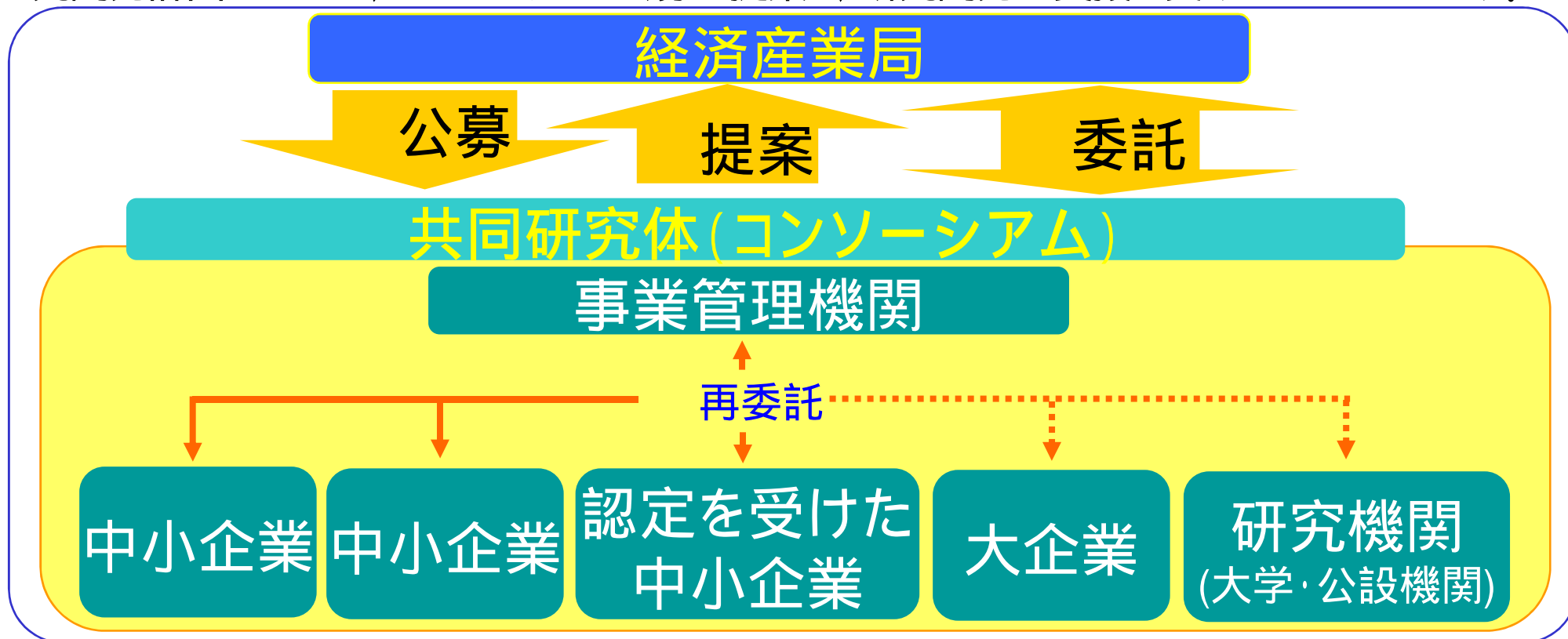
# ・ 戦略的基盤技術高度化支援 事業について

## - 1. 概要

# 戦略的基盤技術高度化支援事業

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、ものづくり基盤技術の高度化に向けて、中小企業が川下発注企業、研究機関等と協力して行う研究開発から試作段階までの取組を支援することを目的とします。

中小企業は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定を受けた研究開発計画について、プロジェクトの公募に提案し、研究開発の支援を受けることができます。



## - 2 . 応募対象者

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の  
**認定を受けた中小企業者を含む共同体**が基本

### 共同体の構成員について

事業管理機関(必須)

研究実施機関(必須)

総括研究代表者 (Project Leader(PL)) (必須)

副総括研究代表者 (Sub Leader(SL)) (必須)

アドバイザー (推奨)

共同体の構成員には、法律の認定を受けた研究開発計画において「申請者」・  
「共同申請者」・「協力者」である全ての者が含まれる必要があります。

## - 3 . 応募対象事業

# 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の 認定を受けた計画に係る研究開発等の事業

## 主な留意事項

### 中小企業要件を満たしていること

委託対象となる複数年の計画全体で中小企業が受け取る額(中小企業が使用する機器設備の額も含む。)が、委託額全体の2 / 3以上である必要があります。

### 事業化までの道筋が明確になっていること

事業化の明確な目標を定量的に設定するとともに、その具体的な道筋について、明記することが必要となります。

### 過去に採択された法認定計画の事業ではないこと

平成21年度補正予算事業に採択され「法認定計画の一部」を実施した場合は、当該「法認定計画の一部」以外の部分であれば対象になります。

## - 4 . 委託対象となる経費

# 研究の遂行に直接必要な経費及び 研究開発のとりまとめに必要な経費

## 委託対象経費項目

(1) 機器設備費

機械装置費、 土木・建設工事費、 保守  
改造修理費、 外注費

(2) 労務費

研究員費、 管理員費、 補助員雇上費

(3) 事業費

消耗品費、 旅費・交通費、 委員会費、  
報告書作成費、 外注費、 知的財産権  
関連経費、 その他特別費

(4) 一般管理費

委託対象事業に必要となる経費のうち、他の  
用途と明確に区分できない経費

(5) 再委託費

委託対象事業の一部について事業管理機関  
以外の者に再委託するのに要した経費

## - 5 . 研究開発期間と研究開発規模

研究開発期間 → **2年度間又は3年度間**  
研究開発規模 → **4,500万円**(税込)以下(平成22年度)

### 2年度目以降の研究開発規模

2年度目 (平成23年度) → 初年度の契約額の  $2/3$  以下  
3年度目 (平成24年度) → 初年度の契約額の  $1/2$  以下

### 法認定計画の計画実施期間との関係

**！ 研究開発期間は、法認定計画の期間内であること！**

研究開発期間が2年度間 → 法認定計画の実施期間の終期：平成24年3月31日以降

研究開発期間が3年度間 → 法認定計画の実施期間の終期：平成25年3月31日以降

## - 6 . 審査のポイント

**技術面、事業化面、政策面**の観点から、外部有識者等による採択審査委員会において審査を行います。

### 審査項目

・ **技術面** →

技術の新規性、独創性及び革新性  
研究開発目標値の妥当性  
目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施方法  
研究開発の波及効果

・ **事業化面** →

目標を達成するための経営的基礎力  
事業化計画の妥当性  
事業化による経済効果

・ **政策面** →

産業政策との整合性  
中小企業政策との整合性

## - 7 . 応募に際してのポイント

### 1 . 技術面、事業化面及び政策面の全て に対するアプローチ

各審査項目での評価ができるように記載してください。

### 2 . 内容、目的及び効果等の明確性

従来の技術と研究開発によって取り組む新技術との違いを明示するとともに、研究開発の実施項目、目的及び効果等について、その内容が明確に分かるように記載してください。

### 3 . 強いリーダーシップとコンソーシアム の連携

共同体の研究開発能力、事業化能力を示せるよう、各事業者の役割、事業管理者の管理能力等を明確に記載してください。

## - 8 . 事業者の責務、注意事項

委託研究を実施する際には、実施する事業者の責務や注意すべき事項があります。

### 委託契約について

採択決定後、契約条件の協議を行った上、委託契約を締結します。なお、契約金額は、必ずしも提案金額と一致するものではありません。

### 中間調査、確定検査について

帳簿等の証拠書類を検査することにより、委託金額の確定を行います。適切・適正な経費の支出の事実が確認できない場合、当該経費は委託対象外となります。また、委託契約終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

### 外部評価委員等の評価・アドバイス

年度ごとに、目標の達成度、事業化の進ちょく状況等について、外部評価委員等が評価・アドバイスを行います。評価の結果によっては、翌年度以降の計画が変更・中止となる場合等があります。

## - 8 . 事業者の責務、注意事項

### 委託費により取得した機械装置等の取扱い

委託契約に基づき取得した機械装置等については、委託事業終了後には、国の所有するものになります。当該機械装置等については、研究開発終了後、適切な価格で原則買い取りをしていただきます。

### 知的財産権の帰属

委託研究を実施することにより発生した知的財産権は、出願時の国への報告などの遵守を条件に、原則として共同体の構成員に帰属します。

### 研究開発成果普及への協力

研究開発成果等報告書等の公表、成果発表会への参加など、積極的な普及活動への協力をお願いいたします。

### 事業化追跡調査

委託研究開発終了後も、事業化の進ちょく状況や技術開発成果の波及効果、知的財産権の出願等の状況などについて、報告することが必要となります。

## - 9 . 応募受付期間、提出先

### 応募受付期間

**期間:平成22年3月1日(月)～平成22年4月22日(木)**

**時間:10:00～12:00、13:30～17:00 / 月曜～金(祝日を除く)**

本事業に応募するために法認定申請が必要な場合の、当該法認定申請の締切りも、平成22年4月22日となります。

### 提出先(問い合わせ先)

**関東経済産業局 産業部 製造産業課**

**さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 10階**

**TEL:048-600-0307**

主たる研究実施場所が、関東経済産業局の担当地域外である場合、その研究実施場所を担当する経済産業局等の担当課が提出先となります。

## - 10 . 提出書類

委託提案に当たっては、公募要領による提案様式を必ず使用し、補足資料等とともに必要書類を提出してください。提出漏れがあると、審査ができない場合があります。

- (1) **提案書(様式1~3)**
- (2) **提案書(様式2)の補足資料** 必須資料ではありません。  
類似計画等状況説明書、様式2に書ききれない場合の補足資料
- (3) **提案書(様式3)の補足資料**  
最近1期間の貸借対照表及び損益計算書(事業管理機関・研究実施機関)  
定款又は寄付行為、出資者及び役員の一覧が記載されている書類(事業管理機関)  
会社案内等の研究実施機関の概要が確認できる書類(研究実施機関)
- (4) **電子媒体(CD-R)**  
提案書、補足資料(一部)、提案データ入力票、e-Radデータ入力票を収録したもの
- (5) **事務書類**  
提案書類チェックシート、提案書受付通知用はがき

## - 11. 平成21年度補正予算事業の採択者の応募

平成21年度補正予算事業で採択された法認定計画に基づく研究開発等の事業について応募する場合には、通常に応募とは異なる取扱いとなるので、注意事項を確認の上、応募してください。

### 応募対象者

#### 認定を受けた中小企業者を含む共同体が基本

法認定事業者及び法認定計画に記載された協力者の全員が、「平成21年度補正予算事業」と「平成22年度予算事業」のいずれかの事業に参加する必要があります。

### 応募対象事業

#### 平成21年度補正予算事業で実施した「法認定計画の一部」以外についての研究開発等の事業

平成21年度補正予算事業で、「法認定計画の全部」の事業を実施した場合は、その法認定計画に基づく研究開発等の事業について応募することはできません。

## - 11. 平成21年度補正予算事業の採択者の応募

### 研究開発規模

**3,000万円**(税込)以下(平成22年度)

平成23年度は、平成22年度契約額の3/4以下(2,250万円以下)となります。

### 研究開発期間

**1年度間又は2年度間**

研究開発期間が1年度間 ➡ 法認定計画の実施期間の終期:平成23年3月31日以降

研究開発期間が2年度間 ➡ 法認定計画の実施期間の終期:平成24年3月31日以降

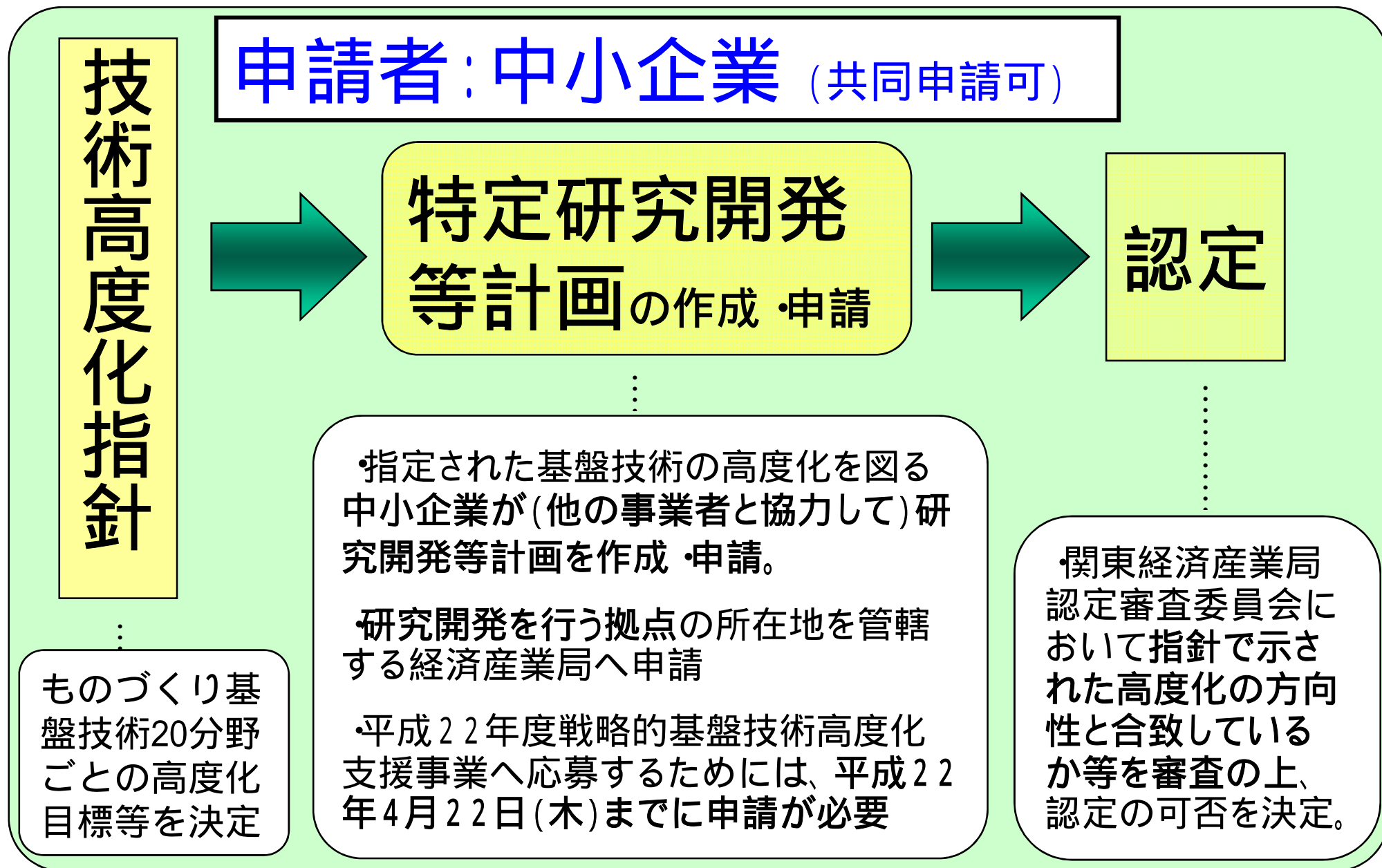
### 提出書類に係る注意事項

通常の提出書類に加えて、「平成21年度補正予算事業」と「平成22年度予算事業」の実施対象部分をそれぞれ赤色で囲む等により明示した「特定研究開発等計画に係る認定申請書又は変更認定申請書の別表3」の写しを提出する必要があります。

---

# ・特定研究開発等計画の認定 について

## - 1 . 法律に基づく計画認定の流れ



## - 2 . 特定ものづくり基盤技術20分野

- (一)組込みソフトウェア (二)金型
- (三)電子部品・デバイスの実装
- (四)プラスチック成形加工 (五)粉末冶金
- (六)溶射 (七)鍛造 (八)動力伝達
- (九)部材の結合 (十)鋳造 (十一)金属プレス加工
- (十二)位置決め (十三)切削加工 (十四)織染加工
- (十五)高機能化学合成 (十六)熱処理 (十七)溶接
- (十八)めっき (十九)発酵 (二十)真空の維持

## - 3 . 技術高度化指針

「中小企業の特定期ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」は、法律に基づき定められています。特定研究開発等計画の作成に当たっては、指針に即した内容で作成する必要があります。

### 指針の内容

特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項

特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標  
(川下製造業者等の抱える課題及びニーズ、高度化目標)

特定ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に  
資する特定研究開発等の実施方法(技術開発の方向性)

特定ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たって配  
慮すべき事項

## - 4 . 認定申請に必要な書類

- 1) 特定研究開発等計画に係る認定申請書(正本1部)
- 2) 申請者の定款(1部)
- 3) 申請者の最近2期間の事業報告および財務諸表  
(貸借対照表及び損益計算書)(1部)  
なお、共同申請者がいる場合は、2)3)については共同申請者分も併せてご提出下さい。
- 4) 認定データ入力表  
紙でご提出いただく必要はございません。5)のCD-Rに格納して、ご提出ください。
- 5) 1)認定申請書及び4)認定データ入力表を入れた  
CD-R(1枚)

## - 5 . 認定申請に際してのポイント

### 1 . 「特定ものづくり基盤技術高度化指針」 の理解と整合性

指針の内容を十分に確認し、『川下製造業者等の抱える課題及びニーズ』、『高度化目標』、『技術開発の方向性』について、必ず指針から選択の上、指針の内容と整合した研究開発とすること

### 2 . 川下ニーズの的確な把握と中小企業 の主体性

成果を売り込む川下製造業者等のニーズを的確に把握するとともに、中小企業が主体的に取り組む研究開発となっていること

### 3 . 従来技術との差別化

従来技術に対し、研究開発する新技術が差別化されていること

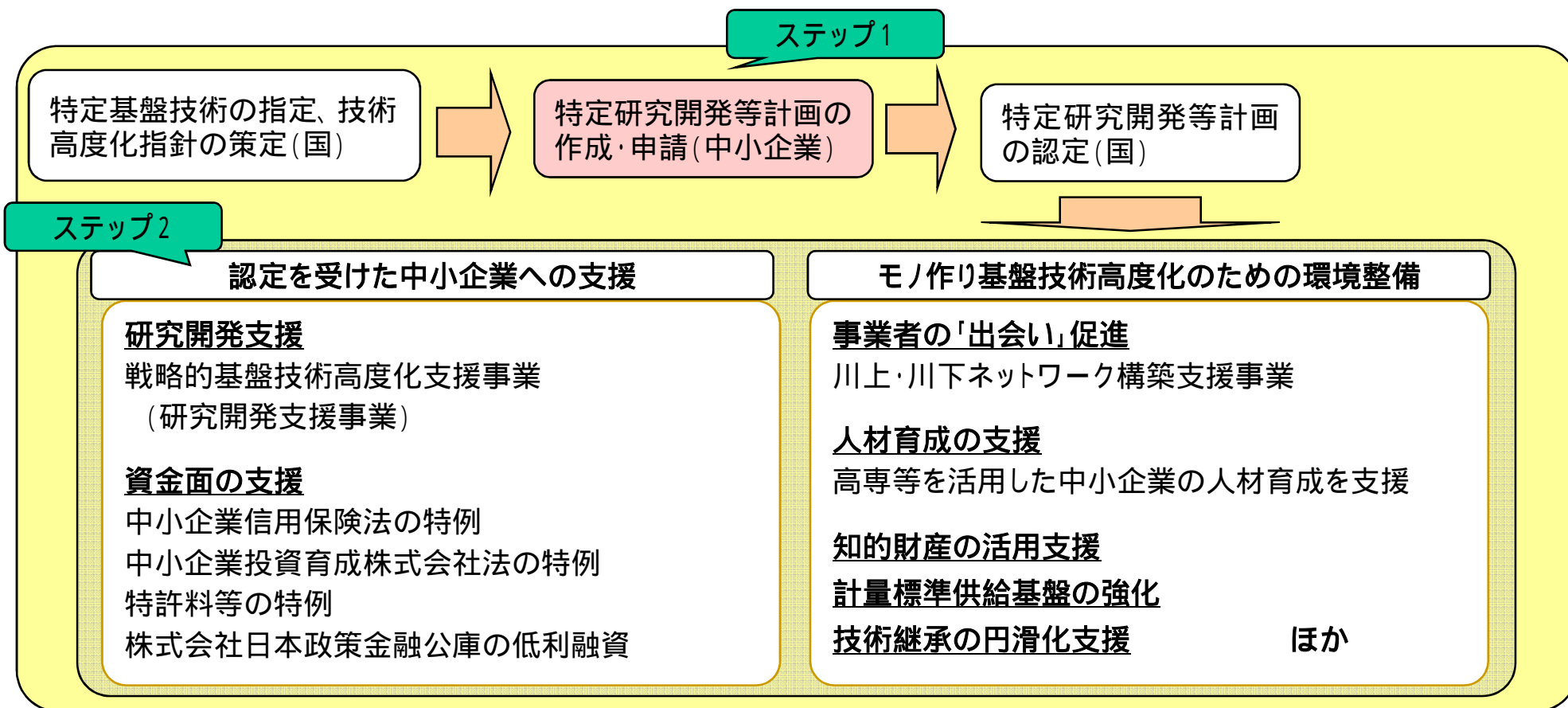
---

# . 参考

## － 1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の体系

自動車、情報家電、ロボット、燃料電池など我が国を牽引する製造業の競争力を支える中小企業の持つ基盤技術を支援する「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が平成18年に策定された。

この法律は、国が策定した20の特定ものづくり基盤技術における「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って、中小企業が作成した特定研究開発等計画を国が認定し、研究開発委託費、政府系金融機関の低利融資などの支援策を展開する。



特定モノ作り基盤技術高度化指針とは

組込ソフトウェア、金型、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射、鍛造、動力伝達、部材の結合、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、熱処理、溶接、めっき、発酵、真空の維持  
上記20の基盤技術を活用し最終製品を製造する川下企業のニーズを整理し、中小企業が目指すべき技術開発の方向性

## ー 2. 認定中小企業への支援措置

### (ステップ2) 各種支援措置への申請

#### 1. 研究開発支援(戦略的基盤技術高度化支援事業)

中小企業と川下ユーザー企業等が協力し、認定計画に沿って行う研究開発を資金面で重点的に支援。

#### 2. 金融支援(信用保険の別枠化、株式会社日本政策金融公庫の低利融資)、特許料の減免等

#### 1. 研究開発助成(戦略的基盤技術高度化支援事業)

事業の目的：法律に基づく認定を受けた中小企業が認定計画に沿って行う、3～5年以内に市場化を見込めるような革新的基盤技術及び生産プロセスイノベーションに関する研究開発を支援する。

予算額：平成22年度 150.1億円(通常)

事業期間：最大3年以内(通常) ( )各年度毎に、研究の成果について評価を行います。

実施スキーム：認定中小企業者、川下ユーザー、研究機関等からなる共同研究体等に対して研究開発事業を委託。

#### 2 - 1. 中小企業信用保険法の特例

認定計画に必要な資金の借入について、中小企業が利用できる信用保険の限度額を拡大する。

#### 2 - 2. 株式会社日本政策金融公庫の低利融資

認定計画に必要な資金を優遇金利で借り入れられる。

・貸付金利：特別利率 (2億7千万円まで(土地に係る資金は除く):)

・貸付期間：設備資金 最長20年以内 ・運転資金 最長7年以内

#### 2 - 3. 特許料等の特例

中小企業が認定計画の成果を特許化する場合の費用を減免。(認定計画の事業期間開始後の成果が対象)

(具体的内容) 審査請求料 → 半額 登録料 → 1年～6年分を半額

#### 2 - 4. 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業が認定事業計画を実施するために増資するような場合には、資本金3億円超であっても、中小企業投資育成株式会社が株式引受等を行うこととする。

( )それぞれの支援措置を受けるために、各機関等に対して所定の手続きが必要です。 23

### － 3. 問い合わせ先

#### 関東経済産業局 産業部 製造産業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階

TEL: 048 - 600 - 0307

FAX: 048 - 601 - 1293

URL: [http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seizousangyou/sapoin/index\\_kiban.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seizousangyou/sapoin/index_kiban.html)

#### 中小ものづくり高度化法相談窓口 ((独)中小企業基盤整備機構)

- (独)中小企業基盤整備機構関東支部内に「中小ものづくり高度化法相談窓口」を設置
- 本窓口では、「もの作り中小企業支援チームアドバイザー」が「中小ものづくり高度化法」に基づく特定研究開発等計画の認定申請及び戦略的基盤技術高度化支援事業提案に係る事業計画の作成方法や、各種支援施策情報の提供等の相談業務を実施

- 〒105 - 8453

東京都港区虎ノ門3 - 5 - 1 虎ノ門37森ビル 3階

独立行政法人 中小企業基盤整備機構関東支部地域振興課

TEL: 03 - 5470 - 1639

FAX: 03 - 3433 - 8583

URL: <http://www.smrj.go.jp/kanto/manage/038078.html>

## －4. 参考HP

ものづくりに取り組む中小企業への支援策 (中小ものづくり高度化法ポータルサイト)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>

サポーターイングインダストリー (ものづくり基盤技術) (関東経済産業局HP内)

[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seizousangyou/sapoin/index\\_kiban.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seizousangyou/sapoin/index_kiban.html)

平成22年度予算に係る戦略的基盤技術高度化支援事業の公募について

[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2010/100203senryaku\\_koubo.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2010/100203senryaku_koubo.htm)

特定研究開発等計画の認定申請に必要な書類

<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seizousangyou/sapoin/check.html>

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく特定ものづくり基盤技術高度化指針 (技術指針) について

<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seizousangyou/sapoin/shishin.html>

ものづくりに取り組む中小企業への支援策 (認定を受けた研究開発計画の実施に向けた支援措置)

[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/05\\_1kigyohenosien.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/05_1kigyohenosien.htm)

サポーターイングインダストリー (戦略的基盤技術高度化支援事業) (関東経済産業局HP内)

<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seizousangyou/sapoin/itakuhi.html>